

確定申告会場・無料相談会場のご案内

会場	受付方法	注意事項
城東税務署 4階 (城東区中央2-14-29) <アクセス> ◎京阪本線「野江駅」徒歩5分 ◎OsakaMetro 今里筋線・長堀鶴見緑地線「蒲生四丁目駅」徒歩10分 ◎JRおおさか東線「JR野江駅」徒歩6分 ※公共交通機関をご利用ください。	2月16日(火)～3月15日(月) 土・日・祝日を除く 9時15分～16時まで (8時30分～受付) ※入場には「入場整理券」が必要となります。「入場整理券」は当日会場で配付するほか、オンラインによる事前発行も行います(国税庁ホームページ)。「入場整理券」がなくなり次第、受付は終了します。	※3密防止の観点から申告会場に待合所は設置してありません。 ※ご来場の際は必ずマスクを着用し、お一人での来場をお願いします。 ※筆記用具、電卓等計算器具をご持参願います。会場にはご用意してありません。 ※入口で検温を実施します。咳や発熱の症状等のある方は入場をお断りします。 ※過去2週間以内に咳や発熱などの症状のある方、感染拡大している地域や国へ渡航した方は来場をご遠慮ください。
税理士による無料申告相談 近畿税理士会城東支部主催 城東区民センター 4階 会議室 (城東区役所内) (城東区中央 3-5-45) ◎京阪「野江駅」徒歩 8分 ◎Osaka Metro 今里筋線・長堀鶴見緑地線「蒲生四丁目駅」徒歩 5分	2月1日(月)・5日(金)・8日(月)・9日(火) 9時45分～15時 (12時～13時 休憩時間) ※受付にて整理券を発行します。なくなり次第、受付は終了します。 ※受付で検温、氏名、連絡先、体調チェック表の記入をお願いします。	
※2月21日(日)・28日(日)に限り「梅田スカイビル(タワーウエスト10階アウラホール)」の確定申告会場が利用できます。詳しくは国税庁ホームページなどでご確認ください。		



問合 城東税務署 ☎6932-1271(代表)
※受付時間8時30分～17時(土・日・祝日を除く)

住民税(個人市・府民税)の申告受付が始まります

受付期間 2月16日(火)～3月15日(月) 土・日・祝日を除く

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため来所を控えていただき、郵送または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。

①郵送受付 申告書に記載、または、大阪市ホームページで源泉徴収票などをもとに必要な事項を入力して申告書を作成・印刷のうえ、添付書類とともに市税事務所あて郵送してください。

②大阪市行政オンラインシステム 令和2年中に収入がない方で、課税(所得)証明書や福祉・教育・公営住宅などの制度のために申告する場合は、大阪市行政オンラインシステムにより必要事項を選択・入力して申告してください。
※扶養控除や医療費控除などの各種控除の申告や令和2年中に収入があった方はご利用いただけません。

③京橋市税事務所・区役所 臨時申告会場 [土・日・祝日を除く]
◎京橋市税事務所(JEI京橋ビル4階)
【受付時間】9時～17時30分(金曜は19時まで)
◎鶴見区役所 3階 302会議室
【受付時間】9時～11時30分 / 13時～16時まで
※所得税確定申告書の作成補助は行っておりません。提出(預かり)のみといたします。

申込・問合 京橋市税事務所(個人市・府民税に関する内容)
都島区片町2-2-48 JEI京橋ビル4階
☎4801-2953(個人市民税)
※受付時間:9時～17時30分(金曜は19時まで) 土・日・祝日を除く

介護サービス利用にかかる費用の医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、所得税の確定申告を行うと医療費控除の対象となる場合があります。申告には「領収証」が必要です。

●施設サービスの利用者負担額

①介護療養型医療施設
②介護老人保健施設
③介護老人福祉施設(1/2相当額)
④介護医療院
※上記①～④の利用料・居住費・食費の利用者負担額(ただし③は1/2相当)

●居宅サービスの利用者負担額

①医療系サービスの利用者負担額(訪問看護・通所リハビリテーションなど)
②福祉系サービスの利用者負担額(生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護など)
※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

●介護福祉士等による喀痰吸引等が行われたとき

本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の1/10が対象。

●おむつ代

おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けおむつを使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、区役所の介護保険の窓口で交付できる場合があります。

問合 保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番 ☎6915-9859

2月 無料相談

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となる場合があります。

	相談名	日時	申込方法	場所
①	法律相談 (弁護士)	2月12日(金)・26日(金) 13時～17時 (毎月第2・第4金曜日)	当日9時～電話 (専用☎6915-9954) ※16名(先着順)(1人30分)	鶴見区役所 3階相談室 ※予約電話が大変混み合い つながりにくい 場合があります。
②	不動産相談 (賃貸、売買契約、借地 借家、空き家問題など)	2月9日(火) 13時～16時 (毎月第2火曜日)	当日9時～電話 (専用☎6915-9954) ※6名(先着順)(1人30分)	※換気のため、 扉と窓を開けて 相談業務を 行っています。
③	司法書士相談 (相続・贈与、会社・法人 の登記、成年後見など)	2月17日(水) 13時～16時 (毎月第3水曜日)	当日9時～電話 (専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人45分)	
④	花と緑の相談 問合 鶴見緑地公園事務所 6912-0650	中止	次回の開催は未定です	
⑤	ごみの出し方・予約方法 リサイクル相談 問合 城北環境事業センター 6913-3960	2月16日(火) 14時～16時 (毎月第3火曜日)	当日会場へお越しください	鶴見区役所 1階ロビー
⑥	人権相談 (いじめ、差別、虐待、 セクハラ、DVなど)	【平日】 9時～21時 【日・祝】 9時～17時30分 ※土曜日、年末年始と施設 点検日は休館	専門相談員が電話、FAX、メール、面談で相談をお受けします。 鶴見区役所で面談をご希望の場合は事前にお申込みください。 ☎6532-7830 ※通話料は自己負担 ☎6531-0666 ✉7830@osaka-jinken.net	大阪市 人権啓発・ 相談センター 西区立売堀 4-10-18 阿波座センタービル 1階
⑦	こころの相談 (精神科医) 問合 保健福祉課 (保健活動) 6915-9968	2月12日(金) 14時～15時30分 2月16日(火) 10時～12時	本人(鶴見区民)およびご家族からの相談も可能です。電話、窓口にて事前予約制(☎6915-9968) ※2名(先着順)(1人30分程度)	鶴見区役所 1階⑪番窓口 対象 鶴見区民
⑧	日曜法律相談	2月28日(日) 9時30分～13時30分 中央区役所・西淀川区役所	問合 大阪市総合コールセンター 「なにわコール」(☎4301-7285) ※マスク着用の徹底をお願いします。マスク未着用の場合、相談ブースへの入室はお断りします。 ※体調不良とお見受けされる場合は、相談ブースへの入室をお断りすることがあります。	
⑨	ナイター法律相談	今日は実施されません。		